

平成 29 年度第 1 回  
刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画  
懇話会

日 時 平成 29 年 8 月 3 日 (木) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 00 分  
場 所 刈谷市役所 7 F 大会議室 B、C  
委 員 (敬称略)

<出席者>

愛知教育大学	名誉教授	都 築 繁 幸
刈谷医師会	副会長	丸 上 善 久
刈谷市歯科医師会	会 長	長 澤 恒 保
刈谷市薬剤師会	副理事	福 島 恵 子
刈谷市民生委員・児童委員連絡協議会	副会長	水 谷 さわ子
刈谷市ボランティア連絡協議会	会 長	塚 本 秀 子
社会福祉法人 観寿々会	施設長	橋 口 磨理子
刈谷市障害者支援センター	所 長	増 子 恵 子
刈谷市身体障害者福祉協会	会 長	平 野 健 司
刈谷市肢体不自由児・者父母の会	会 長	藤 井 孝
刈谷手をつなぐ育成会	会 長	篠 原 真由美
刈谷市地域精神障害者家族会	会 長	長 谷 川 宏
刈谷地区心身障害児者を守る会	会 長	鈴 木 小 枝
刈谷児童相談センター	児童育成課長	杉 本 一 正
衣浦東部保健所	健康支援課長	塩之谷 真 弓
刈谷市教育委員会	委 員	神 谷 修

<欠席者>

刈谷市社会福祉協議会	会 長	杉 浦 芳 一
刈谷公共職業安定所	就職促進指導官	中 野 みどり

(事務局)

福祉健康部	部長	鈴 本 裕
〃	福祉総務課 課長	小 出 多恵子
〃	〃 課長補佐	山 岡 達 也
〃	〃 障害企画係長	大 嶋 英 亜
〃	〃 主任主査	森 洋 喜
〃	〃 主事	眞 野 浩 志

## 1 開会

### 資料の確認

- ・ 次第
- ・ 刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画懇話会委員名簿
- ・ 【資料1】障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定の趣旨等について
- ・ 【資料2】刈谷市障害者計画に基づく事業実施状況について
- ・ 【資料3】刈谷市障害者計画 第5期刈谷市障害福祉計画・第1期刈谷市障害児福祉計画【骨子案】

事務局 委員及び事務局紹介

事務局 以降の議事の進行については会長にお願いする。

会長 あいさつ

## 2 議題

議題（1）障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定の趣旨等について

会長 議題（1）障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定の趣旨等について事務局より説明をお願いする。

事務局 「【資料1】障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定の趣旨について」の説明

会長 ただいまの説明に対して、ご意見ご質問をお願いしたい。1ページの（1）計画策定の根拠となる法律について説明があった。これらを一体として作成するということは、3つの計画を全体的、統一的にうまく連携を図り進めていくということである。また、（2）基本方針について、成果目標、活動指標はとても大切である。実態を踏まえた上で、どのように推進していくかを皆さんからご意見いただいて計画を作成していくことになる。また、刈谷市の計画の進め方については「（3）計画の期間」にあるように計画期間が定まっている。4ページ「（4）計画の策定体制」に

については、懇話会として策定部会に意見等を述べるので、そのためにも率直なご意見をお願いしたい。策定スケジュールは10月、1月に策定部会、11月、1月に懇話会で議論し、3月に公表という非常にタイトなスケジュールである。

地域包括ケアシステムは最近、厚生労働省が打ち出したアピール点である。これまでは高齢者のみで考えられてきたが、対象を増やしていこうということである。「地域包括」なので、地域生活支援拠点と一緒に整備し、限られた予算内の中、市町村ベースでどう行うのかという点が課題かと思う。全体としては基本方針を国、実施を市町村としていて、市町村が核となりどのようにサービスを提供するかになってくる。では、続いて、議題（2）刈谷市障害者計画に基づく事業実施状況について事務局より説明願いたい。

#### 議題（2）刈谷市障害者計画に基づく事業実施状況について

事務局 「【資料2】刈谷市障害者計画に基づく事業実施状況について」の説明

会長 ただ今の説明に対し、意見や質問はあるか。

委員 2点ほどある。1点目、9ページ「74 スポーツ参加への参加支援」の「1 スポーツ大会激励金として支給した」の全国大会、国際大会の実績は、個人的に申請したものか。スポーツ関係の団体に所属している人が申請したものか。

事務局 企業に勤め、そこから企業の競技大会などに出られる方が多い。

委員 私は刈谷市身体障害者福祉協会の会長をしているが、身体障害者福祉協会からも全国大会に出られる方がいて、スポーツ課に問合せしたことがある。ただ、スポーツ課の担当が良くわかっていないようだった。

身体障害者福祉協会の会員で、全国大会に出る際に直接窓口で申請された方がいたが、優勝して帰ってきても市から何も対応がなかったということで身体障害者福祉協会に苦情が来た。

企業やスポーツクラブ、団体に所属して全国大会等に出る人は詳しい人もいるだろうが、それらの団体に所属しておらず、身体障害者福祉協会の会員で単独でスポーツ大会などに出た場合は何の指導もない。私の方に直接そういった話があれば指導できるが、それもないと対応のしようがない。スポーツ課はどういう活動をされているのかがわからない。

事務局 今後何かあれば福祉総務課へ問い合わせ願えればと思う。

委員 何年も前の話だが、最初に福祉総務課へ話をしたらスポーツ課に電話をかけてほしいと言われた。スポーツ課で指導してくれればいいが、昔のままだと困る。身体障害者福祉協会も人数が減少し、高齢化しているので、スポーツに興味を持つところから若い人たちを集めたいと考えている。市でそういった体制が整っていないと身体障害者福祉協会に入るメリットが話しにくい。

事務局 福祉総務課では全国大会に出られた場合は激励金1万円、国際大会だとさらに2万円支給することとしている。

委員 それは理解しているが、自分で申し込んで市に相談した場合に、スポーツ課に行ってもらいたいと言われるなど体制が整っておらず、どうしていいかわからない。例えば全額自費で行って優勝して帰ってきても、どこに報告していいかわからないという問題があった。

事務局 案内が間違っていたら申し訳なかった。障害者のスポーツ活動に係る激励金に関しては福祉総務課が所管なので、こちらでお話を伺いたい。ただ、いわゆるスポーツ全般の話、基本的なスポーツ施策などはスポーツ課になるので、そちらの方でお話していただくケースもある。ただ、ご相談いただければこちらでも対応するので、そのようにご案内いただきたい。

委員 今はスポーツ課に行ってもしっかりと対応はできるということか。

事務局 スポーツ課と連携し対応していきたい。どの課で対応できるかは相談内容によっても変わってくるので、どちらに相談いただいてもしっかりと連携が取れる形にする。

委員 2点目、同じく74「2 スポーツに親しむ…」の「① GOGOウォーキング大会の開催（1回）」について、以前、ウォーキング大会の案内を元に見に行くと、歩行困難の方や車いすの方では回れないコースだった。障害者でも回れるよう事前にコース変更をお願いするとともに、コースが変更された場合は参加させてほしいと言ったが、何回お願いしても変わらず参加できなかった。せっかくこういうイベントを計画に掲載し、障害者に門戸を開き毎年実施しているのならば、このようなことも考慮して欲しい。

事務局 ウォーキングに参加される障害者の方はいない状況であるが、検討したい。

委員 10ページ「85 刈谷市公共施設連絡バスの充実」は内容としてはいいが、実際に改善されているかは疑問である。一番問題なのはバス運転手のマナーが非常に悪いことである。運転が荒い、言葉使いが悪い、乗車拒否をされたなどという苦情が出ている。私も乗ってみたが運転が確かに荒く、運転手のマナーが悪かった。車いすでの乗車は、ベルトで車いすをしっかりと固定しないといけないが、中途半端に固定されているのでぐらぐらする。この件を都市交通課に申し出て、業者から返事もらったが、「安全を第一に考えて運行します」という返答だった。実際に乗って体験した限りでは、安全を考えられていないと思う。全員が悪いわけではないが、一部マナーの悪い運転手がいるために、すべて悪いと思われるのは非常に残念に思う。バス停の環境整備の前に、運転手のマナーをしっかりとしてほしい。

会長 平野委員から大変貴重なご意見をいただいた。刈谷市は市立の特別支援学校を開校するという事で、愛知県の中でも非常に先進的な動きをしている。その学校は肢体不自由者のための学校なので、障害者スポーツは非常に盛んになると予想される。ぜひ庁内で調整して十分なサービスが提供できると思う。刈谷市全体としても、肢体不自由者の学校を市でつくり多くの若者が集まるので、さまざまな行事に参加してもらえるといいのではないかと。バスについての所管は都市交通課であるが、担当課を中心に検討願う。他にいかがか。

委員 7ページ「61 ファミリー・サポート・センターの充実」について、この援助会員、両方会員の方は障害について勉強はされているが、障害を持つ子どもを援助できる方ばかりではない。とても上手に接してくださる援助会

員もたくさんいるが、資料の人数を見ると、すべての人が障害のある子どもの対応が可能と勘違いされると思う。ファミリー・サポート・センターとしてもそれでは困るのではないだろうか。

事務局 この事業に限らず、本来なら障害者に関する内容に特化したことを報告してもらいたいと思うが、ここでは事業内容全体について記載されている。ファミリー・サポート・センターについても実績はあるが、実際に障害のある子どもをサポートできる方はほぼいない。今後はそういった会員の方々を育成していくことは考えているようだ。

委員 私も会員だが、援助会員に負担をかけるのもどうかと思っている。障害のあるなしに関わらず、みなさんがみることができればと思うが、軽々しく障害がある人でも大丈夫、と言われても、障害の程度を確認しないとわからないだろう。こういった「障害のある人のために」ということで、ファミリー・サポート・センターが出てしまうと、センターにとっても負担ではないかと思う。

委員 10 ページ「85 刈谷市公共施設連絡バスの充実」について、ここ最近私が見守りしている方たちが小垣江線を利用している。小垣江線の利用者は170,728人で、車椅子の方は少ないと思うが、バス停が市営住宅にあるため、高齢者や体の不自由な方などで利用したいという方がたくさんいる。現在小垣江線は8往復ということだが、増便できないだろうか。

事務局 バスの本数が少ないという意見の他にも、障害福祉サービス事業所の始業時間・終業時間に合わないという意見も伺っている。ダイヤ改正は平成24年以来していないが、都市交通課ではいまのところ改正の予定がないということであった。各団体から要望書としていただいているので、検討していきたい。

委員 だんだんと高齢の方が増えていて、切実におっしゃるので発言した。よろしくお願ひしたい。

会 長 これは平成 28 年度の実施状況であり、現在は新年度として事業が進んでいる。今日は報告という形で終了する。続いて、議題（3）刈谷市障害者計画、第 5 期刈谷市障害福祉計画・第 1 期刈谷市障害児福祉計画の骨子案について、事務局より説明願いたい。

議題（3）刈谷市障害者計画、第 5 期刈谷市障害福祉計画・第 1 期刈谷市障害児福祉計画の骨子案について

事 務 局 「【資料 3】刈谷市障害者計画 第 5 期刈谷市障害福祉計画、第 1 期刈谷市障害児福祉計画【骨子案】」の説明

会 長 骨子案ということで、具体的な話は 24 ページくらいからご意見をいただきたい。事務局に確認だが、例えば 33 ページの「④生活の場の確保」に「No. 17 グループホーム【重点】」とあるが、27 ページ「重点課題③ 地域で暮らす体制の整備」の「①グループホーム等の整備」にあたるということか。26、27 ページには「3. 施策の重点課題」、28 ページには「施策の体系」があり、ここから派生して以降のページでそれぞれの事業の説明がある。これらを見ることで、刈谷市の方針が色濃く出るということだと思う。30 ページ以降のそれぞれの事業についてご意見いただきたい。非常に個別案件になるかもしれないが、今日は骨子案なので、言いつばなしでもいいので、なるべく意見をいただきたい。

委 員 4 点ある。1 点目、36 ページ「①相談支援体制の充実」について、精神障害は障害と病気の 2 つの特性があり、症状が固定せず、24 時間でその人の状況が変わってしまう。36 ページにさまざまな窓口について掲載しているが、24 時間 365 日の相談体制をお願いしたい。近隣では岡崎市と安城市で実施されている。

2 点目、33 ページ「④生活の場の確保」で「17 グループホーム【重点】」となっている。重点とはなっているが、刈谷病院が精神障害者のグループホームを廃止したことは疑問に感じている。入所者だった人は名古屋市のグループホームや高齢者のグループホーム、民間の施設に移動した。地域移行、地域定着を国も要望しているが、住むところがないと難しい。アンケートでも親と一緒に住みたいという意見が 60～80%くらいとなっているが、これ

では親に全ての障害者の支援を押しつけることになる。やはり地域で生活するためには障害者が一人で生活できる教育、体制、支援が必要であり、そういった意味では刈谷病院のグループホームがなくなったことは問題だと感じる。また、刈谷病院がなくなった時に、「くるくる」では精神障害者を受け入れてくれたが、やはり他の障害と一緒にだとうまくいかないケースもあった。地域で障害者が生活するためにも、精神障害者を対象としたグループホームを作っていただきたい。

3点目、44ページ「②個々に応じた就労支援」で、「74 就労定着支援事業」が記載されている。私も就労支援部会に参加し、企業に障害者の雇用を取り入れていただけるよう検討している。法定雇用率もこれまで身体障害者と知的障害者だけだったが、精神障害者も含まれるようになり、前進したとを感じる。しかし、厚生労働省のデータによれば、就労後の1年間の定着率は3障害の中で精神障害が一番低いとなっている。継続して就労するためにもジョブコーチによる指導が欠かせないと思う。「74 就労定着支援事業」に「ジョブコーチの充実」を入れていただくとありがたい。

4点目、26ページ「重点課題②」の具体的取り組みには「①障害に関する周知・啓発」がある。それを受けて52ページに「100 学校における福祉教育の推進」「101 教職員の障害者理解」と記載されており、非常に大切だと思う。相模原の事件があったように、精神障害者に対する差別と偏見が今だに残っていることは事実だ。新聞などでも差別や偏見がまかり通っている。そういう時代だから福祉全般の教育、精神障害者に対する教育を学校教育でもぜひ充実していただきたい。

委員 障害のある子どもの生活の場として、「そよ風」をつくっていただきお礼申し上げる。私たちは障害のある子たちとボランティアの人たちと一緒に夏山に登山に行く事業を11年前から毎年行っている。障害のある方を理解するためには一緒に生活する、一緒に行動することだけでも違ってくる。興奮して、大きな声が出てしまった女性もいたが、その方も一緒に寝ようね、と言ったら、うんと言って眠ってくれた。「来年も来よう」という呼びかけにもうなずいてくれて嬉しかった。

委員 教育委員の立場から申し上げます。39ページ「現状・課題」の4つ目に「平成30年4月より肢体不自由児向けの刈谷市立刈谷特別支援学校が小垣江東小学校の敷地内に開校する」とあるが、刈谷市の画期的な取り組みになると

思う。また、刈谷市以外でも知立市や高浜市も受け入れることになる。市内の21の小中学校では軽度の障害の子どもを特別支援学級で受け入れをしているが、特別支援学校では比較的重度の子を受け入れることになり、他の学校に通っている子どもも転入することがあると思う。

障害のない子どもたちと一緒にいられるということは非常にいいことであるが、逆の側面としては、ハンデに対して偏見や差別について、教育面から理解が進んでいくことが期待される。

一つ懸念していることは、新設される学校への通学等が保護者や子どもの自由意志であるということだ。学校教育課や福祉健康部とも連携を取りながら対応していきたい。保護者の意思が優先されるので、アドバイスはできても強制はできないと思うが、新たに学校を設立するにあたり、少し掘り下げてご指導願いたい。施設見学を教育委員としてさせていただいたが、素晴らしい施設であったため期待している。

委員 37ページの35、36に関係する話であるが、障害受容ができていないことを前提としない相談支援の在り方も重要なのではないかと思う。児童相談センターは知的障害関係の療育手帳を発行している行政機関だが、手帳が取れるから来るわけではないし、またその逆パターンもある。児童相談センターは児童心理士に発達チェックを定期的にしてほしいという要望もある。その結果によって手帳所持に該当するかを判別するが、必ずしも該当者が手帳を取るというわけではない。現在、児童相談センターは虐待対応で手いっぱい児童発達チェックの要望に応じられる余裕がないが、障害の相談ではなく、「児童相談」という看板だからこそ来る方もいる。そういった一般的な相談に対応し、客観的に障害に該当するかをみる場所があってもいいのではないかと思う。

委員 1点目、50ページ「94 避難行動要支援者」について、難病の患者等についても問い合わせいただければ、名簿を市に提出しているので、そうしたことも計画に入れていただきたい。また、今年度小児慢性疾患で呼吸器をつけているお子さんに対して、「避難行動要支援者個別支援計画」を刈谷市や保健所と一緒に作成し、災害が起きた時の対応を考える事例があった。こうした障害のある方の個別の計画づくりも進めていただきたい。

防災訓練関係の余談だが、他市で昨年、防災訓練に知的障害の方にも参加していただいた。今年度は精神障害者の方にも参加していただけると伺って

いる。計画にも防災訓練や福祉避難所のことなどいろいろと触れられているので、こうしたことも入れていただけるとありがたい。

2点目、75 ページ「(5) 障害児支援の提供体制の整備等」の項目4つ目に「平成30年度末までに、医療的ケア児支援のために各市町村に協議の場の設置」と記載されている。今、保健所でも医療的ケアが必要な小児慢性疾患の子どもたちのところに保健士が訪問に伺っている。そういったことも協議の場で共有して、一緒に考えていければと思う。

会 長 今日骨子案についての議論ということだった108の具体的な事業が出ているが、実際には事業に予算も関係している。市民サービスの観点から言うと、各事業に対して予算を付けて、成果が出たかどうか判断する厳しい目が必要になる。そういう観点から委員の皆様より事業の中身について積極的にご意見いただければと思う。今日は骨子案の議論であり、11月の次回懇話会までにご意見を検討願いたい。これまでの所を踏まえ、事務局にあいさつをお願いします。

事 務 局 会長を始め委員の皆様にはお忙しい中ご出席いただき、いろいろとご議論いただき、ありがとうございます。庁内での連携も図っていかないといけないと感じる。骨子案について多くのご意見をいただいたのでそれらを踏まえて次回に入りたい。また、他にお気づきの点等あれば、ご連絡いただきたい。

### 3 その他

事 務 局 今後の予定だが、第2回目の懇話会を11月1日水曜日13時半からこの会場にて予定している。皆様には改めて出席依頼させていただくので、ご協力願いたい。

会 長 それでは、以上で本日の懇話会を終了する。ご協力ありがとうございました。